

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託委員会名	議決結果
27年第16号	27.8.27	<p>AEDの使用促進に関する請願</p> <p>心肺停止時に使うAED（自動体外式除細動器）を一般の人が使えるようになって11年が経過したが、実際に使用された割合はまだ低い。心肺停止では、電気ショックが1分遅れると1割ずつ生存率が下がると言われており、誰もがAEDを迷わずに使えるよう、使用の啓発、講習、実習の拡大が不可欠である。</p> <p>茨城県は、平成25年4月全国に先駆けて条例を制定し、AEDの普及促進に積極的に取り組んできた。その結果、学校や病院などの公共施設をはじめ、利用者の多い民間施設などへのAEDの設置が進んできている。</p> <p>AEDの設置促進に合わせて、一般の人の使用割合を高めることが重要であることから、茨城県医師会では、平成23年度から茨城県の委託を受け、小中学校においてAED使用の普及啓発事業を実施してきた。この事業は3年間で終了したが、県民の救命率の向上のために大変重要で意義のある取り組みであることから、平成26年度からは茨城県医師会の自主事業として、県内全域の小中学校で継続して実施しているところである。今後は、学校はもとより事業所や地域社会において、実習の機会を数多く確保することが必要不可欠である。</p> <p>条例を制定し、AEDの設置が着実に進んでも、やはり講習・実習の機会を増やさなければ、使用の拡大にはつながらない。茨城県においては、条例の定めに従い、関係各団体と連携協力しながら、学校や家庭、公共の場所等において有効に利用されるよう、県民に向けたAEDの講習、実習、啓発にさらに力を入れて取り組むことが責務と言える。</p> <p>については、AED使用による県民の救命率向上に向けて、下記事項に特段のご配慮をお願いする。</p>	<p>一般社団法人 茨城県医師会 会長 小松 満</p>	<p>白田 信夫 館 静馬 神達 岳志 萩原 勇 下路 健次郎</p>	保健福祉	採択

		<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 AED 有効利用に向けた県民の講習，実習機会の確保 学校，事業所，地域社会において，AED・心肺蘇生法の知識・技能の習得に向け，すべての県民が講習，実習に参加できる機会の確保に努めるとともに，AED 使用の啓発活動を行うこと。</p> <p>2 必要な予算の確保と事業の実施 AED・心肺蘇生法の講習，実習に必要な指導員や機材等を準備するために必要な予算を確保し，関係団体との連携協力のもとに，茨城県が主体的に事業に取り組むこと。</p>				
--	--	---	--	--	--	--